会

報





多賀城・七ヶ浜商工会

No. 77

吉田浜から望む冬の松島湾

商工会では、

「膨張から確かな成長へ」をスローガンに掲げ、再生から発展に向け力強く歩み始めた地域事業者の経営課題に対応するため、役職員一丸となって各種経営支援を展開してまいります。

主な記事

| 工 .6 .6 . | |
|------------------------|-----|
| 商工会長の年頭挨拶 | 2P |
| 多賀城市長及び七ヶ浜町長の年頭挨拶 | 3P |
| 新型コロナウイルス感染症関連支援策情報 4P | ~5P |
| 事業継続力強化計画について | 6P |
| 新会員紹介、こんにち輪(会員さんコーナー) | 7 P |
| 確定申告指導のご案内 | 8P |
| | |



多賀城事務所

〒985-0872 多賀城市伝上山 3-1-12 TEL(022)365-7830 FAX(022)365-7880

七ヶ浜事務所

〒985-0802 七ヶ浜町吉田浜字野山 5-1 TEL(022)357-3912 FAX(022)357-5125 E-mail:tagajo@fine.ocn.ne.jp

URL http://www.taga7.miyagi-fsci.or.jp/

E-mail:nanahama@cocoa.ocn.ne.jp

立五十周年を節目に 会員と共に 飛躍 の 年

期

大きな影響を受けた経済、そして労働 影響を受けた一年で で

政之

安住

収まらず、収束が見えないまま、令和三年が幕開けとなりました。会員の廃業・脱会がました。会員の廃業・脱会がました。会員の廃業・脱会がった。 神でまる十年を迎える節目の年となる本年は一日も早いコロナの収束を心から願うばかりです。 て頂きましたが、影響は未だ町において様々な施策を講じのない状況であり、国・県・市・ に対する打撃は経験したこと中小企業の小売・飲食店関係特に地元の小規模事業者や ででででである。 、今和三年が幕開けとなりでである。 、今和三年が幕開けとなりです。 、今和三年が幕開けとなりです。 では、、 の廃業・脱会ができましたが、影響は未だできましたが、影響は未だ

しかしながら、収束後の現 状を回復させるためには、並 大抵の努力では成しえない 事実を鑑みた時、国をはじめ とする行政、そして商工会が 一体となって会員に寄り添い、 充実した政策や補助金の拡充、 雇用の安定化の促進に一層の 解力を重ねて行かなければと 努力を重ねて行かなければと

今日の多賀城・七ヶ浜商工会時の七ヶ浜町商工会と合併し、時期に多賀城市商工会も誕生、その後の平成十七年四月に当時期に多賀城市が誕生したと同月に多賀城市が誕生したと同 となりました。 の地に創立され ま た本年 は、 商 五十年目を

農協、漁協、両観光協会、多更なる発展に向け、両行政、今後も多賀城市・七ヶ浜町のる感謝と敬意を表すと共に、 て多くの会員の皆様に深甚なの方々をはじめ、礎を築いての方々をはじめ、礎を築いてのおりではある。これまでに商工会発展の為 賀城市工場地帯連絡協議会等 携えて邁進して参ります 多くの関係団体の皆様と手を

の御挨拶といたしますで事をお約束いたしまして年 経営指導、税務、労務、公本来の業務である、経営基本来の業務である、経営基 雇用問題等に伴走型の支援で たしまして年頭 経営革 金融、同、

謹 賀 安 住 政

副副会 会 会 事 長 長 宮 加 斎 横 藤 藤 城 \mathbb{H} 崎 則 芳 澄 孝 義

主

査

風 里

細 遠

大 工 小

奏 太 美 也

柳 藤 畑 谷 藤

秀

暁

主

任 主

査

経営支援課長補佐

巻

淳

経営支援課長

八鈴

事

務

局

長

弘

木 川

浩 和

金 板 橋 沢 敏 惠 順 博

星 島 1 1 純 仁 彦

主

小 阿 板

美 は 菜

咲

つ恵

齋 部 垣 佐

土 須

摘

貝

真理子

鈴 本 郷 木 貴 貴

菅 遠 鈴 太 野 藤 室 隆 邦 洋

臼 八 稲 公

本

 \mathbf{H}

孝

ZII] 部 正

藤

子介亨幸志喬志一夫夫市勉良資郎

島 111 勝

監

事

青年部長 大介

挨拶とさせて頂きます トをご祈念申.

感染症拡大に伴い られた会員の皆様に

影響を受け

新型コロナ

ウ

ル

\$ þ 9/

等、十分な活動が出来ない一年となりました。一日も早い取束を願いつつ例年通り青年いった。一日も早い 域 イ 幸 努 未曾 結びに皆様のご健勝とご多 めて参る所存です 1ベントや研修事業我々青年部におい 有 O災禍に見舞 や研修事業の 年頭のご かても わ 中山地 れ

なくされている状況が続いてな事業や会合等が中止を余儀でおりました。同時に、様々 お 'n うます

しなやかで柔軟な発想で地元絶やさず、女性ならではの、ります。苦しい時こそ笑顔を がらも、 もに、日 ります。苦しい時こそ就し続けたいと強く願 の企業経営の在り方を採り 復を心より 本年は、 感染され も早 地域経済 たいと強く願ってお地域経済の発展に貢めたり方を探りない。、with コロナ時代 り願っております。衆された皆様のご快 -い終息を た皆様 願う のご快

でとうござい。 お明けま ましてお 多賀城・七ヶ浜商工会 会長 8

言御挨拶を申し上げます。
言御挨拶を申し上げます。
に御家族お揃いで新年をお迎えの事とお慶び申し上げます。
また常日頃、商工会運営に深また常日頃、商工会運営に深また常日頃、商工会運営に深また。 民が日本選手の活躍に感染症の猛威で始まる ます 動を与えてくれると期待して 令和三年 の年頭に当たり -の活躍に夢と感 感で始まり、全国 生コロナウィルス

が中 め、ありとあらゆるイベントいた東京オリンピックをはじ 止或 いは延期となり

頭

1

7'

挨

*

*

*

年頭のご挨拶

*

多賀城市長 深谷 晃祐

のに

御礼申し上げの御支援と御より、市政各 高工業の振見の皆様方に

令和三年の年頭に 中し上げます。 中し上げます。 中し上げます。 おかれましては、商 おかれましては、商 を展はもとより を別の御 は力を賜り厚く御礼

昨年は、 新型コロ ナ ゥ

頭 ス感染症が猛威をふるい、市 民生活や地域経済に計り知れ ない影響を与えると共に、外 ない影響を与えると共に、外 出の自粛やソーシャルディス 月常を変えてしまいました。 日常を変えてしまいました。 を申し上げる次第です。 本市におきましても、今後 も皆様方と連携を図りながら、「多賀城・七ヶ浜共通生 ら、「多賀城・七ヶ浜共通生 が「ぐるっとたがじょうスタ

の御挨拶を

もとより、地域経済の回復に 向け全庁を挙げて取り組んで 有後とも、皆様におかれま しては、多賀城市・七ヶ浜町 がともに活気と賑わいあふれ がともに活気と賑わいあふれ るまちとなるよう、引き続き、 お力添えを賜りますようお願 い申し上げます。 に、本年が皆様にとりまして に、本年が皆様にとりまして に、本年が皆様にとりまして に、本年が皆様にとりまして たより御祈念申し上げ、年頭 の御挨拶とさせていただき ます。

を

し上げ

ます

また、なります。また、など

1

謹んで新春の

お

慶び

して

おめで

とうぎ

ござ

1

七ヶ浜町長

薫

寺澤

より、おかげさまで本町の復 乗事業も一つの区切りを迎え ようとしております。 中、我々の前には「新型コロナウイルス感染症」という新 型コロナウイルス感染症」という新 が求められる中、多賀城・七ヶ が求められる中、多賀城・七ヶ にない、未だ が求められる中、多賀城・七ヶ が求められる中、多賀城・七ヶ

すことを心よりご祈念申年が素晴らしい一年とな

ŋ

* (*) *

者への支援をはじめ、地域経済の再生活性化に多大なご尽力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。 本年も多賀城・七ヶ浜商 会の皆様と連携を図りながら、新しい時代を見据えた魅ら、新しい時代を見据えた制力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。 上げます。 上げます。 たび令後益々のご発展と、 会員各位のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

ござ

*年頭のご挨拶**

ゃ

、緊急事態宣言等、東京オリンピック

ク

社 \mathcal{O}

会が期

げ

ます。

しては心よりお見舞

舞い申し上

新年

女性部長 小島

光子

皆様におかれましては、 います あけまり お れめでとう

を受け、 スの影響で企業が大きな打撃 昨年は、新型コロナウィル げ ます。 地域経済が冷え込

経済の笑顔を共に創り

(3)

五.十

道 萌 史

佐

多賀城市•七ヶ浜町共通

所型コロナウイルス感染症に関する固定資産税などの軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響によって事業収入が一:**〇軽減概要** 定以上減少した中小事業者等は、申告することで令和3年度: 課税の1年分に限り、事業用家屋に係る固定資産税・都市計 画税および償却資産に係る固定資産税の課税標準額が2分の 1またはゼロになります。

○対象者

次の①に該当し、かつ、②または③のいずれかに該当す る事業者が対象となります。

- ①令和2年2月から10月までの間における任意の連続する3か 月の期間の事業収入(一般的な収益事業における売上高と 同義)が、前年の同期間と比較して**30%以上減少**している ②資本または出資を有しない法人または個人で従業員1000
- ③資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人

※大企業の子会社等は対象外となります

| 令和2年2月から10月までの任意の連続する 3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率 | 課税標準額の軽減率 (令和3年度のみ) |
|--|------------------------|
| 50%以上減少 | 全額軽減 |
| 30%以上 50%未満 | 2分の1 |

※申告には認定経営革新等支援機関等(認定を受けた税理 十、金融機関、商工会等)の確認が必要です。

商工会にて確認を行う場合、事前連絡の上、**直近確定申告書(一式)、** 減少月の売上元帳をご持参ください。※比較対象月が直近の事業 年度でない場合、該当する申告書類もご用意ください。

〇申告期限 令和3年2月1日(月)まで

≪申請・問い合わせ先≫

多賀城市の方 多賀城市市民経済部税務課固定資産税係

022-368-1141 (内線: 154~156)

七ヶ浜町の方 七ヶ浜町税務課固定資産税係 022-357-7451

多賀城市

事業継続支援給付金(第3期)

同感染症の拡大により著しく売上高が減少し、事業経営 に大きな支障が生じている市内の小規模事業者、個人事業 主、NPO法人、公益法人など事業継続を後押しするため、 事業継続支援給付金を支給します。

〇対象者

次に掲げるすべての要件を満たす事業者

- 市内で事業を営む小規模事業者、個人事業主、NPO法人、 公益法人などであること
- ・売上高が、<u>令和2年10月から同年12月まで</u>の任意の1か月**:〇申請受付期間** 間と前年同月を比較して、20%以上減少していること(創: 令和3年1月29日(金)まで

業1年未満の事業者については、令和2年10月から12月ま での任意の1か月間を新型コロナウイルス感染症の影響を 受けた直前の3か月間の平均売上高または原則直前の1か 月間の売上高と比較して20%以上減少していること。)

※第1期(1月~6月減収分)及び第2期(7月~9月減収分) の申請者も対象となります。

○支給金額

1事業者あたり10万円

事業継続支援給付金(飲食店)

に大きな支障が生じている市内で飲食業を営む事業者(法: 「取組確認シート」で確認します。) 人または個人事業主)の事業継続を支援するため、新型コ・将来に渡り、事業を継続する意思があること ロナウイルス感染症拡大防止の取り組みを実施している飲:・感染症拡大防止対策に取り組んでいる事業者として、多 食店に対して給付金を支給します。

〇対象者

次に掲げるすべての要件を満たす事業者

- 市内で飲食業を営む事業者(法人または個人事業主)で、 従業員が5人以下のもの(パート、アルバイトなどを除く)。
- 当該店舗内で調理した飲食料品を、当該店舗内(占有す・O支給金額) る場所に限る。) で飲食させるもの (例えば、食堂、レス: 1事業者あたり10万円 トラン、ラーメン店、喫茶店、居酒屋、スナック、バーなど)
- 当該店舗内に飲食用に供する客席があること

- 同感染症の拡大により著しく売上高が減少し、事業経営・・感染拡大防止のための取り組みを行っていること (別紙

 - 賀城市ホームページで店名を公表することに同意すること (注)以下の事業者は対象とはなりませんので、ご注意くだ

持ち帰り飲食サービス業(移動販売車、デリバリー専 門店)、スーパー、コンビニエンスストア※一例

: 〇申請受付期間

令和3年2月15日 (月曜日) まで

雇用調整助成金申請支援領

(5)

同感染症により影響を受けている事業者が従業員の雇用: **○補助金額** を維持することを支援するために、国が特例措置として実・ 施する「雇用調整助成金」の申請費用を補助します。

〇対象者

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金: の特例措置の申請を行うため、社会保険労務士へ当該雇 **〇申請受付期間** 用調整助成金における申請業務を委託して実施している: 事業者

1事業者あたり10万円(上限)

〇補助対象経費

雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への代行 報酬など

令和3年2月26日(金)まで

≪事業継続支援給付金・雇用調整助成金申請支援補助金 申請・問い合わせ先≫

多賀城市市民経済部商工観光課 022-368-1141 (内線471~474)

※郵送または持参(申請書を持参する場合や事前相談を希望する場合は、電話での「事前予約」が必要です)

※令和3年1月7日時点での情報です

新型コロナウイルス感染症各種

商工会では「新型コロナウイルスに関する中小企業支援対策特別相談窓口」を開設し、各支援策 の活用をご支援しております。お気軽にご相談ください。

日本政策金融公庫

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況・ 悪化を来している方であって、次の①または②のいずれ: かに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展すること とが見込まれる方

- ①最近1ヵ月の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が前: 年または前々年の同期と比較して**5%以上減少**している方:
- ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の: 売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
- (1) 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高
- (2) 令和元年12月の売上高
- (3) 令和元年10月から12月の平均売上高

○資金の使いみち・貸付期間

設備資金:20年以内(うち据置期間5年以内) 運転資金:15年以内(うち据置期間5年以内)

○融資限度額(別枠)

国民生活事業:8,000万円 中小企業事業:6億円

○利率

当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利 国民生活事業:1.26%→0.36%(4,000万円限度) 中小企業事業:1.11%→0.21%(2億円限度)

新型コロナウイルス対策マル経融資

〇対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売: 上高または過去6ヵ月の平均売上高が前年または前々年の:〇利率 同期と比較して5%以上減少している方

※商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指: 導員による経営指導を受けた小規模事業者の方

○資金の使いみち・貸付期間

設備資金:10年以内(うち据置期間4年以内) 運転資金:7年以内(うち据置期間3年以内)

〇融資限度額 (別枠) 1.000万円

当初3年間特別利率▲0.9%、4年目以降特別利率 ※引下げの限度額は新型コロナウイルス感染症特別貸付、 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コ ロナウイルス対策衛経の合計で4.000万円となります

〇対象

日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸 付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等により借・ 入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

| | 小規模事業者 | 中小企業者 |
|-------|------------|------------|
| 個人事業主 | 要件なし | 売上高▲ 20%以上 |
| 法人 | 売上高▲ 15%以上 | 九上同■ 20%以上 |

・※売上高減少要件の緩和

令和2年12月21日以降に貸付を受けた方は過去6ヵ月の平 均売上高においても比較可能となりました。

〇期間

借入後当初3年間(最長)

〇補給対象上限

国民生活事業:4,000万円 中小企業事業:2億円

ハローワーク

(4)

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業: 主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、 労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成 ※令和2年4月1日から令和2年12月31日までの休業等に適用

○支給対象となる事業主

以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象

- 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪:※1人1日あたり15,000円が上限 化し、事業活動が縮小している
- 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比: 5%以上減少している
- 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を 支払っている

○助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当など: お支払いしております。 ※学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対:

する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象(雇 用調整助成金と同様に申請)

○助成額・助成率

助成額=(平均賃金額×休業手当等の支払率)×下記助成率

- 解雇等を行わず雇用を維持した場合 10/10 • それ以外の場合 4/5

※小規模事業主の場合は、実際に支払った休業手当額×助成率

〇追加支給

令和2年6月12日付けの特例措置により、助成金の「上限 額の引き上げ」と「助成率の拡充」を令和2年4月1日に さかのぼって適用します。既に支給決定を行っている事業主 などに対して、差額(追加支給分)を令和2年7月以降順次

※令和3年1月7日時点での情報です

付時

◇問合せ先

東北税理士会

塩釜支部

【法定会員】

No.

635

塩釜市公民館

2 階第

一・二会議

事業所名

㈱熊谷商事運輸

Kei 空調設備

 $\stackrel{\diamondsuit}{\mathsf{H}}$

和

3

間 年 2

午 前 20 10 日

 $\stackrel{\textstyle \bigcirc}{\pm}$

時

·後 3

盛り込み んロ だナ 商ウ 『工会中期計画([(案)等が承認 **즢**

会議で 事会が 23 開日 催さ 水、 コロ ま 商工会多 ナウ 賀 城会館にお いて

第

いる地域商工業会議では、新型 0 ることを掲げ 各種支援を推進す 一業者に 議題の審議が行 「商工会中 るとともに、 -期計画 行 わ 政と 感染症の影響を受け 地域経済 0 地 連携強化を図 域貢献計 0 振興を 画

を支援す

る

を行い、今後とも生活応援商品券」 大等に 報告事項 経営支援の 後とも会員事業所に寄り添った伴 むことを確認 して新型コロ 事業の進捗状況等につ 状況や、 「多賀城市子 1ナウイ ルス た型の経って報告 感染症拡

事業継続力 たします 計 0)

②信用保証枠の追加 日本政策金融公庫による低利 融資 (設備投資資金

⑥本制度と連携いただける企業 ⑤認定ロゴ ④補助金の 画策定支援をご希望の ル等にご注意くださ 時間を要します。 クの 使用 (審査におけ 方は商工会までご連絡 ご活用 さ れ る 方 は ス

定主会では

の支援策が足足が認定す 支援策が活 る制度です。認定を受けた商工業者は**、減災の事前対策に関する計画**を経済産業 ただけます 認定制度と 商 来者は、次 性済産業大

宮城県最低賃金改正のお知らせ

災害時に役立つ設備

(対象設備

要確認)

購入

特別償却

20 %

が可能

減災設備へ

の税制優遇

県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パート、アル バイト等を含む) に適用される宮城県最低賃金が、下記のと おり改正されました。また、下記①から③の業種に該当する 事業場で働く労働者には、特定(産業別)最低賃金が適用されます。

| 地域別最低賃金 (効力発生日) | 時間額 |
|--|------|
| 宮城県最低賃金 (令和2年10月1日) | 825円 |
| 特定(産業別)最低賃金 (効力発生日) | 時間額 |
| ①鉄鋼業 (令和2年12月15日) | 925円 |
| ②電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具 製造業 (令和2年12月20日) | 864円 |
| ③自動車小売業 (令和2年12月24日) | 891円 |

なお、次に掲げる賃金は、最低賃金の計算に含まれません。

詳しくは、宮城労働局賃金室(☎022-299-8841) に

お問い合わせください。

「働き方改革」をはじめ、制度助成金の活用や労務管理に関

- 働き方改革について知りたい
- 制度助成金を活用したい
- コロナウイルスの影響による休業について知りたい

●場所 多賀城事務所

新型コロナウイ ルス感染症の影響による ウ

めとする各種支援窓口を3月中旬から本会では、新型コ 策に ら開コロ 関 設 5 おル るり、 り、 12 件 12 月 を超えるご相談を 末時点で融売る中小企業力 点で融資・助成金k 介企業支援対策特別 ただ いを別 ておじれ

43 件 般型 規模事 14件(申 ④事業再 r 業者持続 請金額合計5, 開枠 化補助金」 28 件 0) 申請支 な販 型 交援を行数路開拓が ② コ 2 7 口お取 ナり、組み

今後もこうした 別対応型 8 4 5 円)、 した補助金等の公募が予 想さ n 0 で、

その 用ください 商工会までご

明 点等 が あ

他支援策等で気になる

相談い

○精皆勤手当 ○通勤手当 ○家族手当 ○賞与等 ○時間外・休日・深夜手当

する疑問・お悩みなどについて、社会保険労務士が無料でご 相談に応じますので、ぜひご活用ください。

- 就業規則を見直したい

午前10時30分~午後4時30分まで (予約制 ※希望日の前週の金曜日午前中までにご予約ください)

ご利用お待ちしております。

多賀城事務所

融資の相談に行きたいが、仙台に行く時間がない。そんな

午前10時30分~午後3時30分まで

(予約制 ※希望日の前週の金曜日午前中までにご予約ください)

会員皆様の悩みにお応えするため、日本政策金融公庫の融資

担当者を招き、事業資金に関する相談会を下記により開催中です。

3 NAIL SALON jogata 布川 育美 (株)ユウシン 鈴木 竜介 多賀城市明月2丁目1-90 多賀城市高橋3-2-24

- 和彦 鈴木 和彦 鈴木 鴫原 和以 little hair garden cotii 啓明ゼミナール 鈴木 重夫
- ホンダサービス

●布 川 育 美

4ネイルサロン

❷多賀城市高橋2丁目13-5

3090-2026-5639

❺みやぎ生協高砂店の向かいに

あるネイルサロン「ジョガー

ターです。2019年のオープン

以来たくさんの地元のお客様にご来店い

- 【定款会員】
- 代表者 事業所名 1 事業アシスト協同組合
 - 佐々木健一

豊

相談を行い

のと

お

(I)

税

理士

一による

無料

税金

会員になりました。よろしくお願いいたします。

東北税理

士会塩釜支部で

「税理士記念日

理士

K

よる

無料税金相談

所得税、

相続税 ます 次

贈与税など、

税

 \mathcal{O}

)専門家

代表者

熊谷 新一

恵一

ゆい

談に応じ

多賀城市下馬4-4-5

七ヶ浜町境山2-21-36

多賀城市桜木2-8-10

多賀城市高橋2-13-5

多賀城市城南1-13-17

七ヶ浜町遠山3-4-74

多賀城市八幡3-4-49

NAIL SALON jogata ネイルサロンジョガータ

会員さんコーナー **O**代表者 **O**業種 **の**所在地 **の**自店の P R

ただいております。リクライニングチェア 6雷話番号 でくつろぎながら施術が受けられるのでお 昼寝される方も◎ジェルネイルの施術がメイ ンですが、巻き爪・深爪など爪のお悩みはなんで

もお受けしております。会員の先輩方からもいろいろ と学ばせていただけるとうれしいです。どうぞこれからよ ろしくお願いします!



ネイルサロンショガータ

啓明ゼミナール

令和2年分の所得税確定申告から

合計

113万円

103万円

58万円

電話番号

080-6015-3292

090-2026-5639

080-7815-8240

電話番号

361-8708

290-7261

309-5668

208-3251

367-1439

控除額

48万円

48万円

48万円

する必要があります。

青色控除 基礎控除

55万円

10万円

65万円の青色申告特別控除の 適用要件が変わります

改正後

※電子帳簿保存の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始

詳しくは商工会または税務署へお尋ねください。

する日の3か月前の日までに承認申請書を税務署に提出

運送業

美容業

美容業

学習塾

機械修理

空調設備、メンテナンス

鉄・非鉄金属等の加工業

発電業(太陽光発電)

369-3840 中小企業等協同組合(共同事業)

要件

記載・申告方法

【改正前の「65万円控除」の要件】

e-taxによる電子申告又は電子帳簿保存

【改正前の「65万円控除」の要件】

【改正前の「10万円控除」の要件】

(12月受付分理事会加入承認)

- ●鈴 木 重 夫
- ❷七ヶ浜町遠山3丁目4-74 **3**022-367-1439
- 4学習塾 5平成9年に七ヶ浜町で

開業し、24年目になります小中学生向け の学習塾です。当時はあまり主流ではな かった個々人に合わせた個別指導塾として、 地域の皆様に支えられながら歩んでまいりま

した。開設時の「成績のよい子ども達だけを大切

にする塾には絶対にしない」という思いは今も変わ

りません。 教育相談も含めてお気軽に

ご相談下さい。 田田は田学田お気味に



今度はあなたの出番です。今すぐお電話を! 多賀城事務所 ☎365-7830・七ヶ浜事務所 ☎357-3912

(7)

事業承継の 相談は お早めに!



事業承継は事業所の存続において極めて重要な課題です。後継者問題に不安を抱えている皆様に「事業承継診断」を行い、診断で明らかになりました課題を専門家(弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士など)の派遣を通じ、事業承継に係る専門的なご相談や事業承継計画づくりをお手伝いします。

事業承継は早目の準備が大切です。円滑に実現する ためぜひご相談ください。

商工会の福祉共済

全国商工会連合会会員福祉共済は、商工会員の皆さまが加入できる特別な制度です。

ご加入できる方

商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、 商工会・連合会の役職員とその家族であって健康な方が 対象となります。(「病気」の補償およびトータル「がん」 補償・シンプル「がん」補償の場合、健康状態に関する 告知義務があります。)

※ただし、2020年11月1日時点での満年齢が満6歳以上80歳以下(シニア医療特約・シニアトータル「がん」プラン・シニアシンプル「がん」プランでは新規ご加入は満74歳以下)の方に限ります。

「傷害プラン」に個人賠償責任 保険が付いた充実の安心補償!!

日常生活の事故やトラブルで賠償責任が生じたとき、最高2億円まで補償!!個人賠償責任保険でご家族全員分の賠償事故をカバー!(「個人賠償」の補償は傷害ライトプラン、シニア傷害プランには付帯されません)



予約制·個人事業所対象

確定申告個別指導のご案内

- ○**期 日** 2月16日(火)∼3月15日(月) ※土・日・祝日を除く
- ○時 間 午前9時~午後4時
- ○担当者 税理士 他
- ○場 所 商工会

多賀城事務所及び七ヶ浜事務所

○必要書類·手数料

同封チラシをご覧下さい

※確定申告では、マイナンバーを記入することとなっておりますので、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知書をご持参ください。

○申込先 多賀城事務所 TEL 365-7830 七ヶ浜事務所 TEL 357-3912 ※例年3月に入りますと大変混雑いたします。 2月中の相談がお奨めです。

市民・町民向け商工会会報【3月上旬折込予定】

市民・町民向け商工会会報は、商工会活動と、個店のPR並びに売り出し等の広告を掲載し、3月上旬に多賀城市・七ヶ浜町全戸約18,000戸に新聞折込します。

貴社のPRなどにぜひご利用ください!

☆広告概要

- ◆縦50mm(5.0cm)×横90mm(9.0cm)
- ◆お店のPR、クーポンなど
- ◆フルカラー発行
- ※紙面における掲載位置は抽選にて決定いたします。 (申込事業所からの位置指定はできませんのでご了 承下さい)
- ❖広告掲載料 1□マ 4.500円
- ❖申込方法

❖掲載例 9.0cm







編集委員長 発行責任 委 員 員 長 者 菅 稲 菅 鈴 星 斎 安 妻 原 木 山 野 藤 住 純 邦 孝 政 郎 志 夫 之



載していきたいと思います。会員の皆様に有益な情報を掲会員会も引き続き、

-を過ご す。 な 年 様 0 61 終 た が 13 式 早く 息に 明 しました。 を せ う it 終息 ても、 るよう 基 至 0 本に、 って さ な 心 61 ただコ か 楽 新 な 5 L b 願 11 \square Vi 牛

なられ ざざ 新年 等 年末年始 が 年 まし は、 ま 明 止に it たで は、 É コ なり して 口 如 ょ 何 お 変 \emptyset お な か で 崽 ベ